



2024年8月

受益者の皆さまへ

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

親投資信託「スパークス・アジア厳選投資マザーファンド」
に係る投資信託約款の変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、弊社が設定・運用を行っております親投資信託「スパークス・アジア厳選投資マザーファンド」（以下、「当マザーファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更を行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、本変更に伴う運用の基本方針や商品性等の変更はございません。

また、本お知らせに関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 【変更の内容】

当マザーファンドの運用につき、投資助言会社（スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド）との投資助言契約を解約するため、投資信託約款の条文の変更を行いました。

2. 【投資信託約款の変更適用日】

2024年8月23日

3. 【（ご参考）投資信託約款の新旧対照表】

（下線部 〃 は変更部分を示します。）

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) (略)	(1) (同左)
(2) 投資態度	(2) 投資態度
①～⑥ (略)	①～⑥ (同左)
⑦ (削除)	⑦ <u>株式等の銘柄選択にあたっては、香港に拠点を置くスパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッドの投資助言を受けます。</u>
⑧～⑪ (略)	⑧～⑪ (同左)
(運用の基本方針)	(運用の基本方針)
第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に	第14条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に



新	旧
<p>定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 <u>(削除)</u></p> <p>(信託契約の解約) 第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。 <u>② 委託者は、以下の者（以下、「投資助言者」といいます。）と前項の運用に対する投資助言にかかわる契約（以下、「投資助言契約」といいます。）を締結し、投資助言契約に基づき投資助言者から提供される投資助言を参考にして、前項の運用の指図を行います。</u> 商号：スパークス・アジア・インベストメント・アドバイザーズ・リミテッド 所在地：中華人民共和国 香港特別行政区 <u>③ 投資助言者が前項の投資助言の対価として受け取る報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとします。</u> <u>④ 第 2 項の規定にかかわらず、投資助言者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反する投資助言を継続的に行った場合、故意または重過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等においては、委託者は、投資助言契約を変更もしくは中止することができます。</u> <u>⑤ 第 2 項の規定にかかわらず、投資助言者は、投資助言契約を中止することができます。</u> <u>⑥ 前 2 項に基づき、投資助言契約を中止された場合、委託者は同等の能力を有すると認められる第三者と投資助言契約を締結して、信託財産の運用を継続することができます。</u></p> <p>(信託契約の解約) 第 39 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、<u>あるいは投資助言契約が中止される場合でかつ委託者が第 14 条第 6 項を適用しないとき</u>、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ (同左)</p>

<本件にかかるお問い合わせ先>
 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
 リテール・ビジネス・デベロップメント部
 電話：03-6711-9170(代表) 受付時間：営業日の 9 時～17 時

以上